

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可について

平成 20 年 12 月 12 日

原子炉等規制法(※1)に基づき、平成20年10月31日に行った保安規定(※2)の変更認可申請について、本日、国より認可書(12月12日付け認可)を受領しました。

今後も、これまでと同様に保安規定を厳正に遵守し、浜岡原子力発電所の安全・安定運転に努めてまいります。

【申請の概要】

1. 保守管理活動の充実を求めた実用炉規則(※3)改正に伴う変更
実用炉規則の改正を受け、「保全活動の重要度の明確化」、「保全・保守管理活動の有効性評価」、「運転期間(13ヶ月)の記載」等を反映しました。
2. MOX新燃料の発電所内への搬入に伴う変更
発電所内へMOX燃料を搬入する際の、運搬、保管および収納についての記載を追加しました。
3. 放射性廃棄物管理の見直しに伴う変更
使用済み制御棒等の貯蔵責任者を変更しました。
4. 5号機における制御棒と制御棒駆動機構の結合確認に係わる変更
原子力安全・保安院の指示(※4)を踏まえ、5号機の制御棒と制御棒駆動機構の取り付け後の結合確認の実施について規定しました。

【施行日】

平成21年1月1日

- ※1 原子炉等規制法は、正式には「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」といい、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利用が平和の目的に限られ、これらによる災害を防止し、公共の安全を図るために必要な規制を行う法律です。
- ※2 保安規定は、正式には「原子炉施設保安規定」といい、原子炉等規制法第37条第1項に基づき、原子炉設置者が原子力発電所の安全運転を行う上で守るべき事項(保安に関する組織、運転上の制限値等)を定めたもので、国の認可を受ける規定です。
- ※3 実用炉規則は、正式には「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」といい、原子炉等規制法のうち、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規定に基づいて定められた規則です。
- ※4 原子力安全・保安院の指示(平成20年9月12日付け)とは、定期検査中の東京電力柏崎刈羽原子力発電所6号機(改良型沸騰水型軽水炉)において、1本の制御棒駆動機構と制御棒の連結不良が確認された事象を受け、同型炉を設置する原子炉設置者に対し、制御棒結合作業の確実性向上、保安活動の管理の改善等の対策を求めたものです。

以上